

これにより当該物質が事故により公共用水域に排出された場合、排出事業者が応急の措置を講ずるとともに、都道府県に報告が行われる。

②HMTを含む工場・事業場排水について、適切な管理のため、利水障害が生ずるおそれのない排出水の濃度について周知することが適當。

具体的には排出水のホルムアルデヒド生成能の目安を水道水質基準の10倍(0.8mg/L)とし、事業者等に周知する。

③HMTを要調査項目の対象物質とし、環境中の濃度について把握を行うことが適當。

④廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)の活用によりHMTが含まれることを委託契約書に記載し、処理業者に情報伝達することが適當。

## (2) 今後検討すべき事項

①浄水処理に伴いホルムアルデヒド等の有害物質が生成される物質はHMT以外にもあると推定されるが、現時点では十分な知見がない。厚生労働省とも連携し、知見の集積を進め、HMT以外の物質の取り扱いを検討すべき。

②WDSガイドラインの法的位置づけについて整理し、廃棄物処理法施行令・施行規則で規定される委託基準等の改正の必要性について検討すべき。また、情報伝達すべき物質の選定について、水質汚濁防止法・水道法・PTR法との整合を図りつつ、WDSガイドラインの見直し等を検討すべき。

③事業者による自主的な排水管理が可能となるよう、排出水として人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない濃度の目安などについて検討すべき。

## 4 群馬県の当面の取り組みについて

群馬県は、今般の利水障害事案を踏まえ、利根川の上流県として、国の取り組みを補完し、再発防止に向けた総合的な対策がとられるよう、早急に以下の措置を講じることが適當である。

### (1) 化学物質の管理と把握の推進(化学物質管理指針の策定等)

#### ①水道水への影響が大きい化学物質について

国の当面の対応により、HMTが水質汚濁防止法の指定物質に追加され、事故により公共用水域に排出された場合の応急の措置と都道府県への報告が義務づけられ、事故時の対応が講じられることとなる。

群馬県においては、事故の未然防止と県内の使用実態の把握に重点を置いた取り組みを行うことが適當であり、HMTについて県が管理指針を示し、それに基づき事業者が自主管理マニュアルを策定し、県に報告する制度等の検討が考えられる。

また、HMT以外についても、指定物質のうち、水道水への影響が特に大きい

物質（水道水質基準項目）について、同様の対策を行い、飲み水の安全確保を総合的に推進することが適当である。

なお、制度の設計及び運用にあたっては、県内事業者に過度の負担とならないよう配慮することが望ましい。

#### ②ホルムアルデヒドの生成能が疑われる化学物質の継続的監視について

国立環境研究所において、P R T R 法の第一種指定化学物質 462 物質のうち、ホルムアルデヒドの生成と関係がないと想定される物質を除外したところ、85 物質が抽出された。

これら、ホルムアルデヒドの生成能が疑われる化学物質は県内 55 事業所で使用されている。（平成 22 年度 P R T R 法届出。）

国の中間とりまとめは、HMT 以外の物質については今後知見を集積することとしている。県においては、それまでの間、85 物質について使用実態の把握・適正管理指導を継続するとともに、適宜事業者に対し情報を提供し、注意喚起を行うことが適当である。

#### ③化学物質に関する知識の普及と啓発

今般の事案への対策としては、上記①、②に挙げた工場・事業場等への措置を中心となるが、水道水への影響が大きい化学物質には、工場・事業場等で使用されているもの以外に、一般家庭で使用され、公共用水域に排出されるものもある。

このため、今般の利根川水系における取水障害事案の教訓を踏まえ、利根川の上流に位置する群馬県として、飲み水と化学物質に関する知識の一層の普及に努めるなど、県民、事業者の協力を得て、清澄な水を保持するための取り組みについても推進していくことが適当である。

### （2）事故時の被害拡大防止のための体制強化

今般の事案は、原因物質である HMT そのものは有害物質でなく、上流域では異常は認められず、下流の浄水場において初めて異常が覚知されるという、これまでの多くの水質異常事故からは想定できない経過を辿った。それだけに原因究明の対象エリアは広く、また、原因究明にあたって水道事業者からの情報は極めて重要であった。

様々な化学物質が環境中に排出される可能性がある現状に鑑み、水質異常事故が発生した場合の迅速な対処と被害の拡大防止を図るため、水道事業者を含む関係機関の連携を一層強化することが適当である。